



最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について

(平成30年8月20日付け消防危第154号)

タブレット端末等の携帯型電子機器の多利用化や、クレジット取引における顧客の面前決済の導入が進められていること等を踏まえ、給油取扱所における携帯型電子機器の使用について、一般に流通している携帯型電子機器を用いて行った実験結果等に基づく留意事項等を示しました。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300820_ki154.pdf

※別途解説掲載 (P24～P27)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について

(平成30年8月31日付け消防特第157号、30高圧第7号)

石油コンビナート等特別防災区域として新たに東京国際空港地区が指定され、石油コンビナート等特別防災区域のうち名古屋港臨港地区等について区域の拡張等が行われました。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300831_toku157.pdf

※別途解説掲載 (P22～P23)

平成29年中の都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況について

(平成30年8月31日付け消防危第163号)

平成29年中の都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等による事故概要を取りまとめましたので、事故防止の資料として活用してください。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300831_ki163.pdf

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の施行について

(平成30年8月31日消防危第165号)

同日公布、施行された石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令(平成30年政令第248号)により、石油コンビナート等特別防災区域に新たに東京国際空港地区が指定されるとともに、名古屋港臨港地区等について区域の拡張が行われる等がなされることに伴い、所要の措置を講ずることとするものです。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300831_ki165.pdf

大規模地震発生後の危険物施設の安全確保について

(平成30年9月6日付け消防危第167号)

北海道胆振東部地震の影響が大きかった地域に存する危険物施設を保有する事業者においては、復旧に向けた施設の点検等を実施しているところと考えられますが、作業者の安全に十分に配慮するとともに、危険物施設の安全確保が図られるよう、「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について」(平成26年5月23日付け消防危第136号)を参考として指導の徹底をお願いするものです。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3009/pdf/300906_ki167.pdf

「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」に係る執務資料の送付について

(平成30年9月26日付け消防危第176号)

平成30年3月に、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」(平成17年10月26日付け消防危第245号)が一部改正されたことを踏まえ、現行の予防規程が、今回の改正において追加された事項を含め教育訓練を実施する内容となっている場合は、特段変更の必要はないことなど、消防庁危険物保安室に寄せられた主な質疑についてお知らせしました。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3009/pdf/300926_ki176.pdf

風水害発生時における危険物保安上の留意事項及び危険物施設の被害状況調査について

(平成30年9月27日付け消防危第179号)

平成30年度は大規模な風水害が相次いで発生したことから、風水害発生時における危険物保安上の留意事項を示しました。

また、風水害に起因する危険物施設の被害状況の調査を実施することとしましたので、御協力をお願いいたします。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3009/pdf/300927_ki179.pdf

風水害、地震等の災害に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について

(平成30年10月2日付け消防予第575号、消防危第184号)

最近の風水害や地震等の災害に伴い、一部地域において停電が長時間継続したことから、長期間停電することに伴う危険物施設の安全確保についての留意事項や、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場合には、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号)を活用いただきたいことなどをお知らせしました。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3010/pdf/301002_yo575_ki184.pdf